

岐阜県公報

号外(四) 令和二年四月一日

目次

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(同) 一

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(同) 三

県の施設の名誉所長等に関する規則の一部を改正する規則

(同) 四

訓令

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令

(人事課) 五

附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 五

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

(同) 五

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

(同) 六

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十八号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。
別表わかあゆ学園の項の次に次のように加える。

岐阜県ケ原古戦場記念館

全職員

別表に次のように加える。

ぎふ木遊館

全職員

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十九号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中 「岐阜県地方独立行政法人評価委員会委員」を削り、「岐阜県

「岐阜県准看護師試験委員」

准看護師試験委員」を 岐阜県地方独立行政法人評価委員会委員 に、「飛驒・美

岐阜県地方独立行政法人評価委員会専門委員」

濃すぐれもの認定審査会委員」を 「飛驒・美濃すぐれもの認定審査会委員」に改める。

岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会委員」

本則第二号の表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

区 分	金 額
法務・情報公開課法務顧問	年額 一、二〇〇、〇〇〇円
非常勤健康管理医	月額 一六〇、二〇〇円
非常勤地区健康管理医	月額 三五、一〇〇円
選挙長	月額 一〇、八〇〇円
選挙分会長	月額 一〇、八〇〇円
審査分会長	月額 一〇、八〇〇円
選挙立会人	月額 八、九〇〇円
審査分会立会人	月額 八、九〇〇円
防災会議幹事	月額 八、九〇〇円

国民保護協議会幹事	月額 一〇、〇〇〇円
消防学校非常勤医師	月額 一三、七〇〇円
統計調査員	月額 七、二〇〇円
統計調査指導員	月額 七、二五〇円
銃砲刀剣類登録審査委員	月額 一〇、〇〇〇円
美術館顧問	年額 九六七、〇〇〇円
美術館館長	年額 五、九二六、八〇〇円
現代陶芸美術館顧問	年額 二、四〇〇、〇〇〇円
現代陶芸美術館館長	月額 五四四、九〇〇円
社会福祉法人等特別指導監査官	月額 一三、五〇〇円
保健所非常勤医師	月額 一三、七〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	月額 一三、七〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	月額 一三、七〇〇円
へき地医療総合対策医	月額 一三、七〇〇円
精神保健指定医	勤務一回につき 一三、七〇〇円

精神保健相談非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
地域福祉課非常勤医師	月額	一五〇、四〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
身体障害者医学判定非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
不妊専門相談医師	月額	一三、七〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
女性相談センター非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
岐阜関ヶ原古戦場記念館館長	年額	二、四〇〇、〇〇〇円
農業大学非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
森林文化アカデミー学長	年額	七、一三三、二〇〇円
土地収用等事業紛争あつせん委員	月額	一〇、〇〇〇円
土地収用等事業紛争仲裁委員	月額	一〇、〇〇〇円

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。
 附 則
 本則第二号の表備考第三号を削る。

建築構造専門委員	月額	一〇、〇〇〇円
監査専門委員	月額	三三、〇〇〇円
労働関係紛争あつせん員	月額	一〇、〇〇〇円
学校運営協議会委員	勤務一時間につき	一、〇〇〇円
教職員産業医	月額	三五、〇〇〇円
学校医	年額	四二〇、〇〇〇円
学校歯科医	年額	四二〇、〇〇〇円
学校薬剤師	年額	一五三、七〇〇円
警察職員健康管理医	月額	一六〇、二〇〇円
警察精神保健相談非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
警察非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
警察警産業医	月額	三五、一〇〇円

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和三十七年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育長の項第一号中「教育委員会事務局」の下に「教育事務所を除く。以下同じ。」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第七号）第三条の規定により教育委員会の所管に係る行政財産（地方教育機関（岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）第二条第二号に規定する地方機関である教育機関等をいう。以下同じ。）の所管に係る行政財産を除く。）の使用料を減免すること。

第二条の表地方教育機関（岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）第二条第二号に規定する地方機関である教育機関等をいう。以下この項において同じ。）の長の項中「岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）第二条第二号に規定する地方機関である教育機関等をいう。以下この項において同じ。」を削り、同項第三号中「ただし」を「」に、「得ること」を「得たものに限る。」に改め、同号（三）中「岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第七号）第三条の規定による使用料の減免を除く。」を削り、同項第四号中「ただし」を「」に、「については」を「については」に、「得ること」を「得たものに限る。」に改め、同項第五号中「及び」を削り、同項に次の一号を加える。

七 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例第三条の規定により地方教育機関の所管に係る行政財産の使用料を減免すること。

第二条の表警察署長の項第三号中「ただし」を「」に、「得ること」を「得たものに限る。」に改め、同項第四号中「ただし」を「」に、「得ること」を「得たものに限る。」に改める。

第三条の表副教育長の項第三号中「出納員（臨時出納員を除く。）分任出納員及び会計員の一般職の職員への併任発令並びに臨時出納員の任免内申並びに」を「教育委員会事務局の」に、「任命発令」を「任免」に改め、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同項の次に次のように加える。

地方教育機関の長

- 一 分任出納員及び会計員の任免をすること。

第三条の表警察本部長の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項の次に次のように加える。

警察本部総務室会計課長及び警察署長

- 一 会計員の任免をすること。

岐阜県警察組織規則（昭和六十二年岐阜県公安委員会規則第一号）第二章第一節及び第二節の規定により置かれる課（会計課を除く。）隊及び所の長並びに警察学校長

- 一 分任出納員及び会計員の任免をすること。

第三条の表人事委員会事務局長の項第二号中「出納員（臨時出納員を除く。）及び会計員の一般職の職員への併任発令並びに臨時出納員の任免内申並びに」を削り、「任免発令」を「任免」に改め、同表監査委員事務局長の項第二号中「出納員（臨時出納員を除く。）及び会計員の一般職の職員への併任発令並びに臨時出納員の任免内申並びに」を削り、「任免発令」を「任免」に改め、同表労働委員会事務局長の項中「臨時出納員の任免内申及び」を削り、「任免発令」を「任免」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県の施設の名誉所長等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十一号

県の施設の名誉所長等に関する規則の一部を改正する規則

県の施設の名誉所長等に関する規則(昭和四十七年岐阜県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改め、同条第三項中「行なつ」を「行う」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十四号

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員表彰規程(昭和二十九年岐阜県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十五号

庁中一般
各現地機関

庁中一般
各現地機関

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程(昭和五十年岐阜県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県消防・医療連携協議会の部及び岐阜県メディカルコントロール協議会の部を削る。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員研修規程(昭和五十二年岐阜県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

庁中一般
各現地機関

岐阜県訓令甲第十七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程（平成九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。
別表本庁の部知事直轄組織の項中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社